

令和 7 年度

「市民税・県民税・国民健康保険税等の申告書」の
書き方の手引き

令和 7 年 1 月

佐世保市市民税課

市民税・県民税・国民健康保険税等申告書の記入項目

個人番号(マイナンバー)は必ずご記入ください。(番号・本人確認書類が必要です。)

●令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得金額等、説明をお読みになってご記入ください。

●申告書の控えが必要な方は、ご提出前にコピー等をお取り いただくようお願いします。

32 社会保険料控除
(2ページ)

33 小規模企業共済等
掛金控除(2ページ)

34 生命保険料控除
(2ページ)

35 地震保険料控除
(2ページ)

37 寡婦・ひとり親控除
(2ページ)

38 勤労学生控除
(2ページ)

71 障害者控除
(2ページ)

39 配偶者控除
(3ページ)

40 配偶者特別控除
(3ページ)

41 扶養控除
(3ページ)

42 基礎控除
(3ページ)

16歳未満の扶養親族
(3ページ)

30 雑損控除
(4ページ)

31 医療費控除
(4ページ)

納税方法に関する事項
(4ページ)

障害者控除対象者・配偶者・扶養親族の
個人番号(マイナンバー)は必ず記入して
ください。

事業所得

16 営業等

17 農業

(8ページ)

20 不動産所得

(8ページ)

22 配当所得

(8ページ)

23 給与所得

(8ページ)

雑所得

24 公的年金等

62 業務

63 その他

(8ページ)

26 総合譲渡所得

一時所得

(8ページ)

21 利子所得

(8ページ)

A 各種控除額・納税方法に関する事項の記入について

控除の種類	控除の要件等（令和6年12月31日で判定）	控 除 額
32 社会保険料	あなたが令和6年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、健康保険料、厚生年金保険料などを支払った場合 （特別徴収分の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は本人のみの控除となります） 《支払ったことがわかる領収書等が必要》	支払った金額
33 小規模企業 共済等掛金	あなたが令和6年中に、小規模企業共済制度に基づく共済掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金または心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合 《支払ったことがわかる証明書等が必要》	支払った金額
34 生命保険料	あなたが令和6年中に、生命保険契約、介護医療保険契約及び個人年金保険契約に基づく保険料を支払った場合（保険料・掛金から配当金を差し引いた金額で計算してください） ＊ただし、平成24年1月1日以後契約分は、 56 、 57 、 58 に、平成23年12月31日以前契約分は、 44 、 45 にご記入ください。 《支払ったことがわかる証明書等が必要》	5ページの表で 計算できます。
35 地震保険料	あなたが令和6年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が所有している家屋や家財に対する地震保険料契約等に基づく保険料を支払った場合 ＊ただし、平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金あり）には従来の損害保険料控除が適用されます。 《支払ったことがわかる証明書等が必要》	5ページの表で 計算できます。
37 寡 婦 ・ ひ と り 親	【ひとり親】 現に婚姻していない方または配偶者が生死不明（＊）などの方で、次の要件に該当する人。 Ⅰ 前年の合計所得金額が500万円以下。 Ⅱ 前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する。 Ⅲ 事実上婚姻状態と同様の事情にあると認められる者がいない。	30万円
	【寡婦】 夫と死別又は生死不明（＊）、もしくは離婚した後再婚せず、次の要件を満たすひとり親に該当しない人。 Ⅰ 前年の合計所得金額が500万円以下。 Ⅱ 離婚の場合は、扶養親族を有する。 Ⅲ 事実上婚姻状態と同様の事情にあると認められる者がいない。 ＊ここでの「生死不明」は、太平洋戦争又は船舶・航空機事故等により行方不明の状態が3ヶ月以上継続している場合をいいます。	26万円
38 勤 労 学 生	あなたが大学・各種学校等の学生か生徒で、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の自己の勤労によらない所得が10万円以下の人 《本人の学生証が必要》	26万円
71 障 害 者	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者や障害者である場合。 特別障害者とは身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人等で、その他の障害者手帳等の交付を受けている人は一般の障害者となります。 また、特別障害に該当する人で、あなた又は配偶者や、あなたと生計を一にするその他の親族と同居している場合は、同居特別障害者となります。 《本人や扶養親族の障害者手帳等（コピー可）が必要》	障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円

控除の種類	控除の要件等（令和6年12月31日で判定）	控 除 額
39 配 偶 者	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者（配偶者が他の所得者の扶養親族、あるいは事業専従者の場合を除く）	6ページの表でご確認ください。
同一生計配偶者 (控除対象外)	あなたの合計所得金額が1,000万円超で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者（配偶者が他の所得者の扶養親族、あるいは事業専従者の場合を除く） ※障害者控除等の対象にはなりませんので、該当される場合は必ず記入してください。 ※「控除対象者でない同一生計配偶者」欄にチェックを入れてください。	控除対象外
40 配偶者特別	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合、その所得に応じて計算します。 (配偶者が他の所得者の扶養親族、あるいは事業専従者の場合を除く) 配偶者の所得金額を④にご記入ください。	6ページの表でご確認ください。
41 扶 養	あなたと生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の人 (他の所得者の扶養親族、あるいは事業専従者の場合を除く) ※国外居住親族に係る扶養控除の適用を受けようとする場合、30歳以上70歳未満の人については、次の場合を除き、扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象から外れることとなります。 ・留学生 ・障がい者 ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人	一般の人 33万円
		19歳～22歳の人 45万円 (平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人)
		70歳以上の人 38万円 (昭和30年1月1日以前生まれの人)
		70歳以上の同居老親 45万円 (あなたか配偶者のいずれかと同居しており、そのいずれかの直系の尊属である人)
42 基 礎	所得により定額	前年の合計所得金額が2,400万円以下 43万円
		前年の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 29万円
		前年の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下 15万円
		前年の合計所得金額が2,500万円超 控除対象外
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	あなたと生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の人 (他の所得者の扶養親族、あるいは事業専従者の場合を除く) ※扶養控除額はありますが、市県民税の非課税限度額等の算定に必要になりますので、必ず申告書に記載してください。 また、障害者の場合の障害者控除も適用できます。	16歳未満の人 控除対象外 (平成21年1月2日以降生まれの人)

※別居の控除対象配偶者もしくは扶養親族等については、申告書2面右下「**12** 別居の扶養親族等に関する事項」欄にもご記入ください。

控除の種類	控除の要件等（令和6年12月31日で判定）	控 除 額
30 雑 損	あなたや、令和6年中の総所得金額等の合計金額が48万円以下であなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が、日常生活に必要な住宅や家財などの資産に、災害や盗難などによって損害を受けた場合 《災害や損害などに係る損失額及び補てんされた金額の証明書等が必要》	7ページの表で計算できます。
31 医 療 費	あなたが令和6年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、病院などに支払った治療費または医薬品の購入費などがある場合 《医療費の明細書及び生命保険等で補てんされた金額の証明書等が必要》 平成30～令和9年度の申告に限り、前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その年中に一定の健康診査や予防接種などを行っているときには、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。 （上記の「従来の医療費控除」との重複はできません。） 《セルフメディケーション税制の明細書が必要》	7ページの表で計算できます。
寄 附 金 (2面 14)	あなたが令和6年中に、都道府県・市町村又は特別区、長崎県共同募金会、日本赤十字社長崎県支部、長崎県又は佐世保市が条例で定めたものに対して合計で2,000円を超える寄附金を支払った場合、市・県民税所得割から税額控除されます。 都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）のうち、2,000円を超える部分については市・県民税所得割の2割を限度として追加控除（特例控除）されます。（総務省が指定した自治体のみ） 《支払ったことがわかる証明書等が必要》 ※申告書（確定申告書を含む）を提出される場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されません。寄附金も併せて申告する必要がありますのでご注意ください。	
納税方法に関する事項 (1面 5)	① 「給与から差し引き」を希望した場合 市役所から勤務先を通じて通知する額により令和7年6月～令和8年5月の毎月の給与から差し引かれます。 ② 「自分で納付」を希望した場合 市役所から送付する納税通知書により、令和7年6、8、10月、令和8年1月の4回の納期に分けて金融機関等で納付していただきます。	

事業専従者

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、原則として6ヶ月を超える期間あなたの事業にもっぱら従事した人をいいます。この場合、あなたの事業より生ずる収入から次の①②のうちいずれか少ない金額が控除されます。

①50万円（ただし、配偶者である事業専従者については86万円）

②（事業所得＋不動産所得＋山林所得） ÷ （事業専従者の数＋1）

※事業専従者に該当する人は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象となりません。

専従者控除を受ける人は、申告書2面「**11** 事業専従者に関する事項」の欄も記入してください。

所得控除額の計算

(2～4ページの各種控除額の計算には、こちらの表をお使いください。)

34 生命保険料控除額

◆新契約(平成24年1月1日以後契約分)		生命保険料	個人年金保険料	介護医療保険料		
各支払額Aの金額	各控除額の計算	支払額A 円 申告書1面左④に記入	支払額A 円 申告書1面左④に記入	支払額A 円 申告書1面左④に記入		
		控除額(1) 円 (上限28,000円)	控除額(2) 円 (上限28,000円)	控除額(3) 円 (上限28,000円)		
					～12,000円	Aの金額
					12,001円～32,000円	$A \times 0.5 + 6,000$ 円
					32,001円～56,000円	$A \times 0.25 + 14,000$ 円
56,001円～	一律28,000円					
◆旧契約(平成23年12月31日以前契約分)		生命保険料	個人年金保険料			
各支払額Bの金額	各控除額の計算	支払額B 円 申告書1面左④に記入	支払額B 円 申告書1面左④に記入			
		控除額(4) 円 (上限35,000円)	控除額(5) 円 (上限35,000円)			
					～15,000円	Bの金額
					15,001円～40,000円	$B \times 0.5 + 7,500$ 円
					40,001円～70,000円	$B \times 0.25 + 17,500$ 円
70,001円～	一律35,000円					
※(1)+(4)の合計額および(2)+(5)の合計額の上限は28,000円となります。						
{ (1)+(4)と(4)のいずれか多い金額 }		{ (2)+(5)と(5)のいずれか多い金額 }		C 円 (限度額70,000円)		

Cの金額を申告書1面右の④に記入してください。

35 地震保険料控除額

地震保険料（合計）		A	円	
Aの金額		地震保険料の控除額		
～50,000円		A×0.5	円	B
50,001円～		一律 25,000	円	
Aの金額を申告書1面左の47に記入してください。				
旧長期損害保険料（合計）		C	円	
Cの金額		旧長期損害保険料の控除額		
～ 5,000円		Cの金額	円	D
5,001円～15,000円		C×0.5+2,500	円	
15,001円～		一律 10,000	円	
Cの金額を申告書1面左の48に記入してください。				
B + D		E（限度額25,000円）		円

Eの金額を申告書1面右の⑤に記入してください。

39 配偶者控除額

配偶者の年齢	控除額（円）		
	あなたの合計所得金額が 900万円以下	あなたの合計所得金額が 900万円超950万円以下	あなたの合計所得金額が 950万円超1,000万円以下
70歳未満（一般）	330,000	220,000	110,000
70歳以上（老人）	380,000	260,000	130,000

上記の表からあなたの合計所得金額に該当する控除額を㊸に記入してください。

40 配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額 （円）	控除額（円）		
	あなたの合計所得金額が 900万円以下	あなたの合計所得金額が 900万円超950万円以下	あなたの合計所得金額が 950万円超1,000万円以下
480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000
1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	
1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000
1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000
1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000
1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000
1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000
1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000
1,330,001～	0	0	0

上記の表からあなたと配偶者の合計所得金額に該当する控除額を㊹に記入してください。

配偶者の所得計算については、給与所得の場合は9ページ、公的年金等所得の場合は10～11ページをご参照ください。

人的控除額の差

配偶者の合計所得金額 （円）	人的控除額の差（円）		
	あなたの合計所得金額が 900万円以下	あなたの合計所得金額が 900万円超950万円以下	あなたの合計所得金額が 950万円超1,000万円以下
配偶者控除該当 （一般）	50,000	40,000	20,000
配偶者控除該当 （老人）	100,000	60,000	30,000
480,001～ 499,999	50,000	40,000	20,000
500,000～ 549,999	30,000	20,000	10,000

人的控除額の差については、14ページをご参照ください。

30 雑 損 控 除 額

A 損害金額（合計）		円
B 保険金などで補填される金額		円
C A－B（差引損失額）		円
D 申告書の㉗＋退職所得金額＋山林所得金額	※	円
E D×0.1		円
F C－E		円
G Cのうち災害関連支出の金額		円
H G－50,000円		円
FとHのいずれか多い金額	I	円

Iの金額を申告書1面右の㉘に記入してください。

31 医 療 費 控 除 額

◆従来の医療費控除

申告書㉑の「□通常」欄にチェックを入れてください。

A 支払った医療費等		円
B 保険金などで補填される金額		円
C A－B		円
D 申告書の㉗＋退職所得金額＋山林所得金額	※	円
E D×0.05		円
F 10万円とEのいずれか少ない金額		円
C－F	G（限度額200万円）	円

Gの金額を申告書1面右の㉙に記入してください。

◆セルフメディケーション税制による特例

申告書㉑の「□特例」欄にチェックを入れてください。

A 支払った医薬品代等		円
B 保険金などで補てんされる金額		円
C A－B		円
C－12,000円	D（限度額88,000円）	円

Dの金額を申告書1面右の㉙に記入してください。

※ 分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計金額を加算します。

B 各種所得に関する事項の記入について

所得の種類		内 容	必 要 経 費 等
事業業	①⑥ 営 業 等	卸売業・小売業・飲食店業・製造業・修理業・建設業・サービス業等いわゆる営業から生ずる所得や、大工・左官・外交員・医師・弁護士・ホステス・個人教授・画家・あんま・漁業などの事業から生ずる所得	その収入を得るために要した経費(生活費、所得税・住民税は含みません)、専従者給与(控除)額、青色申告特別控除額 *収入・必要経費等の内訳は申告書2面の収支内訳書 ㊦・㊦・㊦に記入してください。 *営業等の場合は㊦の(営)に○をしてください。
	①⑦ 農 業	農産物の生産、果樹の栽培、農家が兼営する家畜の飼育などによる収入があった人	
②⑩ 不 動 産		地代、家賃、貸間代、駐車場代、土地・家屋の権利金などから生ずる所得	
②② 配 当		株式の配当、剰余金の分配などの所得(ただし、道府県民税配当割が課せられているものは申告不要です。 ※上場株式等の配当・譲渡所得等に係る課税方式について、令和6年度課税住民税から所得税(令和5年分確定申告)と異なる課税方式を選択できなくなりました。 所得税で確定申告することを選択した場合、住民税でも同様に所得に算入されます。それによって扶養控除や非課税判定、国民健康保険税等の算定に影響が出る場合があります。	株式を買ったり、出資したりするために借り入れた負債の利子(総合課税を選択した場合のみ) *申告書2面 ㊦の配当所得に記入してください。
②③ 給 与		給与・俸給・賃金・歳費・賞与等の所得(総収入金額を「㊦収入金額等」の㊦に記入してください。)また、源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票がない人については、2面の「㊦給与所得の内訳」欄に記入してください。	9ページの別表Ⅰによって給与所得の金額㊦が計算できます。
雑	②④ 公 的 年 金 等	厚生年金・国民年金・共済年金・恩給などの公的年金の所得(総収入金額を「㊦収入金額等」の㊦に記入してください。また、源泉徴収票を添付してください。 *公的年金でも、遺族年金・扶助料・障害年金・福祉年金等は非課税扱いですので、申告書2面下部の「◆令和6年中に所得がなかった人などの記入欄」の該当欄に記入してください。	10ページの別表Ⅱ又は11ページの別表Ⅲによって公的年金等に係る雑所得の金額㊦が計算できます。
	②⑥ 業 務	シルバー人材センター、保険外交員報酬、原稿料、講演料など、「業務」の対価として得た所得	その収入を得るために要した経費 *申告書2面 ㊦の雑所得に記入してください。 業務雑については、㊦営業等所得の収支内訳書に記入も可能です。その際は、(雑)に○をしてください。
	②③ そ の 他	生命保険契約に基づく年金(郵便年金・個人年金・互助年金等)、貸付の利子などから生ずる所得 *仮想通貨等に係る利益も含まれます。	
②⑥	総合譲渡	車両、機械、船舶、漁業権、著作権、特許権、ゴルフ会員権などの土地建物等以外の資産の譲渡による所得(商品、原材料などの棚卸資産は除かれます) 短期…取得後5年以内の譲渡 長期…取得後5年超の譲渡	譲渡した資産の取得・譲渡に要した経費、又はその収入を得るために要した経費 特別控除額…50万円と、(収入－経費)のいずれか少ない方 *申告書2面 ㊦の総合譲渡の所得・一時所得に記入してください。
	一 時	生命保険・損害保険契約に基づく一時金・満期金等、賞金、懸賞当選金品、競馬・競輪などの払戻金、遺失物拾得の報労金などの所得	
②① 利 子		所得税の源泉分離課税扱いとならない日本国外の銀行等の預金利子所得等	なし

別表 I

給与所得の計算

A 給与等の収入金額

円

申告書1面の「1 収入金額等」の⑧に「A」の金額を記入してください。

A の金額	所得金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	A－550,000円 _____円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	$A \div 4 = B$ (千円未満切捨て) B _____,000円	$B \times 2.4 + 100,000$ 円 _____円
1,800,000円 ～ 3,599,999円		$B \times 2.8 - 80,000$ 円 _____円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		$B \times 3.2 - 440,000$ 円 _____円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円 _____円	
8,500,000円 ～ 9,999,999円	本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者、または22歳以下の扶養親族を有する(※)	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円 _____円
	上記以外	A－1,950,000円 _____円
10,000,000円 ～	本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者、または22歳以下の扶養親族を有する(※)	A－2,100,000円 _____円
	上記以外	A－1,950,000円 _____円

(※)に該当する方・・・申告書2面「15 所得金額調整控除に関する事項」の欄に対象者について記入してください。

給与所得と公的年金等の所得の両方がある方

D 別表Ⅰ(P9)で計算した金額	円
E 10万円とDのいずれか少ない金額	円
F 別表Ⅱ(下表)又は別表Ⅲ(P11)で計算した公的年金等の所得金額	円
G 10万円とFのいずれか少ない金額	円
H E + G - 10万円 (マイナスの場合は0円)	円
I D - H (マイナスの場合は0円)	給与所得 円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額Iを申告書1面の「2 所得金額」の③に記入してください。

別表Ⅱ

公的年金等(雑所得)の計算

○64歳以下(昭和35年1月2日以降生まれ)の方

(65歳以上の方はこの表は使用せず、11ページの「別表Ⅲ」をお使いください。)

C 公的年金等の収入金額 円

申告書1面の「1 収入金額等」の⑩に「C」の金額を記入してください。

C の金額	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～400,000円	0円	0円	0円
400,001円～ 500,000円			C - 400,000円 円
500,001円～ 600,000円		C - 500,000円 円	
600,001円～ 1,299,999円	C - 600,000円 円	円	
1,300,000円～ 4,099,999円	C × 0.75 - 275,000円 円	C × 0.75 - 175,000円 円	C × 0.75 - 75,000円 円
4,100,000円～ 7,699,999円	C × 0.85 - 685,000円 円	C × 0.85 - 585,000円 円	C × 0.85 - 485,000円 円
7,700,000円～ 9,999,999円	C × 0.95 - 1,455,000円 円	C × 0.95 - 1,355,000円 円	C × 0.95 - 1,255,000円 円
10,000,000円～	C - 1,955,000円 円	C - 1,855,000円 円	C - 1,755,000円 円
年金所得 J			円

Cを上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額Jを申告書1面の「2 所得金額」の④に記入してください。

給与所得がある場合には、算出された「年金所得J」を、上記の表の「F 別表Ⅱ又は別表Ⅲで計算した公的年金等の所得金額」の欄に記入して給与所得を計算してください。

別表Ⅲ

公的年金等（雑所得）の計算

○65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）の方

（64歳以下の方はこの表は使用せず、10ページの「別表Ⅱ」をお使いください。

C 公的年金等の収入金額 円

申告書1面の「1 収入金額等」の⑩に「C」の金額を記入してください。

C の金額	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～900,000円	0円	0円	0円
900,001円～ 1,000,000円			C－900,000円 _____円
1,000,001円～ 1,100,000円		C－1,000,000円 _____円	
1,100,001円～ 3,299,999円	C－1,100,000円 _____円	_____円	
3,300,000円～ 4,099,999円	C×0.75－275,000円 _____円	C×0.75－175,000円 _____円	C×0.75－75,000円 _____円
4,100,000円～ 7,699,999円	C×0.85－685,000円 _____円	C×0.85－585,000円 _____円	C×0.85－485,000円 _____円
7,700,000円～ 9,999,999円	C×0.95－1,455,000円 _____円	C×0.95－1,355,000円 _____円	C×0.95－1,255,000円 _____円
10,000,000円～	C－1,955,000円 _____円	C－1,855,000円 _____円	C－1,755,000円 _____円
年金所得 J			円

Cを上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額Jを申告書1面の「2 所得金額」の⑭に記入してください。

給与所得がある場合には、算出された「年金所得J」を、10ページの表の「F 別表Ⅱ又は別表Ⅲで計算した公的年金等の所得金額」の欄に記入して給与所得を計算してください。

市民税・県民税・森林環境税額の計算

計算の手順に従って16ページの「税額の計算表」に記入して参考にしてください。

※土地等の譲渡所得などの分離課税所得がある場合は、計算式が異なりますので、市民税課までお問い合わせください。

計 算 の 手 順

1. 所得金額^{※1}（申告書1面右の㉓）から所得控除金額（申告書1面右の㉔）をひき、合計課税総所得金額（ア）を計算する。
2. （ア）に税率（イ）をかけ、算出税額（ウ）を計算する。
3. （ウ）から調整控除（エ）をひく。（14ページの調整控除の計算を参照）
4. 該当する各種税額控除（オ）《15ページ参照》がある人は、さらに（ウ）から（オ）をひく。
5. 百円未満を切り捨て、所得割額（カ）を計算する。
6. （カ）に均等割額（キ）を加算し、市民税（サ）、県民税（シ）を計算する。
7. （サ）と（シ）と森林環境税^{※2}（ケ）を合算し、年税額（コ）を計算する。

※1 所得金額が以下の人は市・県民税が課税されません（非課税）。

均等割・所得割のかからない人

- ・1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦に該当する人で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

均等割のかからない人

- ・前年中の合計所得金額が次の算式で求められる額以下の人
(本人＋扶養人数)×31.5万円＋18.9万円(扶養がいる場合のみ加算)＋10万円(令和3年度から)

所得割のかからない人

- ・前年中の総所得金額等が次の算式で求められる額以下の人
(本人＋扶養人数)×35万円＋32万円(扶養がいる場合のみ加算)＋10万円(令和3年度から)

※2 令和6年度課税より、森林環境税（国税）1,000円が市・県民税（均等割）と併せて徴収されます。（市・県民税が非課税の人は課税されません。）森林環境税とは、国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。詳しくは総務省ホームページをご確認ください。

合計課税総所得金額(ア)

(※1,000円未満切り捨て)

申告書 1 面 ㉗ 欄 の 金 額
円

－

申告書 1 面 ㉘ 欄 の 金 額
円

=

(ア) , 000円

市・県民税、森林環境税の税率

- ・均 等 割 市民税：3,000円 県民税：1,500円 (キ)
- ・所 得 割 市民税：6% 県民税：4% (イ)
- ・森林環境税（国税） 1,000円 (ケ)

調整控除の計算(エ)

1. 市・県民税の合計課税所得金額(ア)が200万円以下の人

① と②のいずれか小さい額の5% (市民税3%、県民税2%)

② 下表の人的控除額の差の合計額

②市・県民税の合計課税所得金額(ア)

2. 市・県民税の合計課税所得金額(ア)が200万円超の人

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合には、5万円)の5%

(市民税3%、県民税2%)

①下表の人的控除額の差の合計額

②市・県民税の合計課税所得金額(ア)から200万円を控除した金額

※人的控除額の差…所得税の人的控除額と市・県民税の人的控除額との差

		人的控除額の差			人的控除額の差
障害者控除	普 通	1万円	配 偶 者 控 除		(*)
	特 別	10万円	配偶者特別控除		
	同居特障	22万円			
寡 婦 控 除		1万円			
ひとり親控除	女性(母親)	5万円	扶養控除	一 般	5万円
	男性(父親)	1万円		特 定	18万円
				老 人	10万円
			同居老親	13万円	
勤 労 学 生 控 除		1万円	基礎控除	合計所得金額 2,500万円以下	5万円

(*)6ページにある、「人的控除額の差」の欄をご参照ください。

合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

市・県民税の税額控除(オ)

◆配当控除

※一部の配当を除きます。

課税総所得金額等 (譲渡所得等含む)	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◆住宅借入金等特別控除

下表の期間中に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、住宅ローン控除可能額に対し所得税から控除しきれなかった額が発生した場合は、控除しきれなかった額および所得税の課税総所得金額等の額に下表に定める乗率を乗じて得た額のうち、いずれか小さい額（上限は以下のとおり）を控除します。

入居した期間	乗率	上限
平成25年～平成26年3月末	5%	97,500円
平成26年4月～令和3年12月末(※1)(※2)	7%	136,500円
令和4年～令和7年12月末	5%	97,500円

(※1) 平成26年4月以降の入居でも、住宅ローン控除が適用される住宅にかかる消費税が8%または10%でない場合は、平成26年3月末までの控除限度額が適用されます。

(※2) 新型コロナウイルスによる入居遅延分は、令和4年12月末までの入居の場合です。

◆上記以外の税額控除

寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除につきましては、市民税課へおたずねください。

税 額 の 計 算 表

	市民税	県民税
(ア) 合 計 課 税 総 所 得 金 額	, 000円	
(イ) 税 率	6%	4%
(ウ) 算 出 税 額 (ア) × (イ)	円	円
(エ) 調 整 控 除	円	円
(オ) 税 額 控 除	円	円
(カ) 所 得 割 額 (ウ) − (エ) − (オ)	※ 00円	※ 00円
(キ) 均 等 割 額	3, 000円	1, 500円
(ク) 計 (カ) + (キ)	(サ) 00円	(シ) 00円
(ケ) 森 林 環 境 税	1, 000円	
(コ) 年 税 額 (サ) + (シ) + (ケ)	00円	

※(カ)は100円未満切り捨て

この「申告書の書き方の手引き」は、令和6年12月1日現在の地方税法により作成しておりますが、税制改正によっては、内容が変更になる場合があります。

※3月17日までに申告をしないと過料が課される場合があります。

申告に必要なもの等については、申告書に同封しております「令和7年度 市民税・県民税・国民健康保険税等の申告手引き」をご確認ください。

佐世保市市民税課作成

令和7年1月6日

電話(0956)24-1111 内線2204～2208